

八尾市家庭用電動生ごみ処理機購入助成金申し込みについて

(助成対象機種)

助成の対象とする処理機は、一般家庭向けの仕様（事業者向けは不可）で、微生物及び乾燥等により、生ごみ消滅、減量又は堆肥化するもの（ディスポージャー式は不可）。

(助成対象者) - 以下の6つの要件が必要です。

- (1) 処理機の購入日に市内に居住している方（事業者を除く）
- (2) 申請者の属する世帯の生ごみを処理することを目的に購入した処理機を、自己の責任において市内に設置し、適正に使用、維持管理ができる方
- (3) 他の世帯構成員が助成を受けていない方
- (4) 生ごみを堆肥化させる機種の購入を希望する場合は、堆肥化した生ごみを有効に利用できる方
- (5) 処理機の使用で、ごみ減量又は堆肥化についての状況報告のできる方
- (6) この要綱により、助成金の交付を受けて処理機を購入した日以後、最初の4月1日から起算して、5年を経過している方

(助成金額)

助成金額は、運搬費及び設置工事費等を除く本体購入費（消費税を含む。）の半額（円未満は、切り捨てる。）、1台につき20,000円を限度。

※値引きされている場合は値引き後の本体購入額となります。（会員ポイント等を利用している場合も同様です。）

◆助成を受けようとする方は下記の書類を提出してください。◆

購入後、3ヶ月以内に、次の3点の書類を提出してください。

①家庭用電動生ごみ処理機購入助成申請書

記載例を参考に、記入してください。なお訂正が生じた場合は必ず訂正印を押印して下さい。

②領収書の原本

申請者の氏名、購入機種名等が記載され、金額に応じた収入印紙が添付されていることが必要です。（クレジット購入の場合、収入印紙の有無は問いません）。金額や日付のみのレシートは不可です。（他の商品と併せて購入された場合は、処理機にかかる購入額が明記されていること。購入商品を一括して値引きされている場合は、値引き後の処理機にかかる購入額が明記されていること。なお、会員ポイント等を利用している場合は、値引きと同等の措置とします。）

③製造メーカーの保証書のコピー

販売店による必要記載事項（申請者の氏名、住所、電話番号や販売店の印鑑など）が必要です。

- ・申請書一式を郵送される方は、間違いがないか確認してください。
- ・申請書一式を持参される方は念のため、印鑑をお持ちください。

(問い合わせ/申し込み先) 〒581-0017 八尾市高美町5-2-2 清掃庁舎内
八尾市資源循環課 Tel 072-924-3866
Fax 072-923-7135

記入例

家庭用電動生ごみ処理機購入助成申請書兼請求書 西暦、和暦どちらで記入いただいても構いません。

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 八尾市長

〒581-〇〇〇〇

申請者 住所 八尾市 △△町〇丁目〇番〇号

フリガナ ヤオ タロウ

(例):50,000 円の電動生ごみ処理機を購入した場合

氏名 **八尾 太郎**

八尾

電話番号 〇〇〇 - ××× - □□□□

次のとおり家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付を必要書類等を添付して申請します。

購入額	50,000	円
処理機名称・品番	(処理機の名義)・(品番)	注：購入額はポイント等で値引き後の実際にお支払いになった金額(税込)をご記入ください。
販売店 店名	〇〇商店	
住所	〇×市△△町〇丁目〇番	
電話番号	〇〇〇 - ××× - □□□□	
購入年月日	〇〇年 △△月 □□日	
設置場所	八尾市 △△町〇丁目〇番〇号	
設置年月日	〇〇年 △△月 □□日	

家庭用電動生ごみ処理機購入助成決定日に交付決定があったときは、次のとおり助成金を請求しますので、下記に振込方を願います。

助成金額	20,000	円
消費税を含む購入額	50,000 円 ÷ 2 = 25,000 円、	注：円未満は切り捨ててください。
	ただし、助成金額の最高は20,000円	
振込先 金融機関	八尾中央	銀行・信金・信組・農協
本・支店	本店・八尾	支店(店)
口座番号	普通・当座	1 2 3 4 5 6 7
口座名義	八尾太郎	

助成決定日	年 月 日
	(*記入しないでください)

添付書類

- (1) 販売店が発行した領収書(申請者の氏名、購入機種名等が記載され、金額に応じた収入印紙の貼付があるもの。金額や日付のみのレシート等は不可)
- (2) 保証書のコピー(販売店による必要事項の記載等があるもの)

※購入後、3ヶ月以内に申請してください

注：口座名義、領収書、保証書につきましては全て申請者と同一にしてください。